**平成２１年（フ）第１５５２５号**
埼玉県北足立郡伊奈町栄１丁目22―３
債務者　大塚珠美こと　李　　玉順
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５３０号**
千葉県柏市柏４丁目２―10
債務者　島根　信一
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５３１号**
東京都新宿区高田馬場２丁目６―10―207
債務者　松村　　明
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５３７号**
東京都大田区南六郷２丁目25―15―206
債務者　佐々木和彦
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５３８号**
埼玉県志木市上宗岡５丁目18―18―1006
債務者　神田　順子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５４５号**
千葉県茂原市東部台２丁目25―17
債務者　君塚　直子（旧姓藤平）
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５４６号**
東京都板橋区中台２丁目４―７―301
債務者　佐藤　良子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５４７号**
東京都北区田端６丁目５―３
債務者　廣瀬　　勝
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５４８号**
東京都台東区橋場１丁目24―19
債務者　堀内　尚三
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５４９号**
東京都世田谷区上祖師谷４丁目２―３―320
債務者　渡邊　浩光
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５５０号**
東京都東大和市蔵敷３丁目1197―１　芝中住宅イ３―404
債務者　千葉　嘉明
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５５１号**
東京都大田区山王４丁目７―９―101
債務者　森田　美紀
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５５２号**
埼玉県越谷市谷中町１丁目125―１―105
債務者　本川　敏弘
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５５３号**
埼玉県さいたま市北区奈良町134―１―１―301
債務者　水野　恵美（旧姓古澤）
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５５４号**
神奈川県横浜市鶴見区佃野町35―２―301、住民票上の住所神奈川県川崎市中原区上丸子山王町２丁目1208　第２千曲荘３号
債務者　坂本　絵美（旧姓泉）
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５５５７号**
東京都江戸川区東篠崎１丁目７―26―９
債務者　中村　公一
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部